

本年度社労士試験合格者体験記

①

本誌12月号に掲載しました『本年度社労士講座合格者』8名の社会保険労務士を目指した理由、学習方法、今後の抱負などを4回に分けてご紹介します。

これからが本当の勝負

佐藤義松

初めて「合格」を意識した学習に切り替えることができました。この気持ちの切り替えが、合格に繋がったと確信しており、その契機を与えてください

これまでの私にとって、社労士試験の学習は「実務上の知識が身につければ」と程度でしかなく、合

格を意識したものではありませんでした。しかし、本講座の受講をきっかけに、その気持ちが一変。先生方の「ひとりでも多くの受講生を合格させよう」という、熱く、そ

して全力の支援に接し、



労働○×クイズ

(25)

問 業務上の傷病により休業する場合、4日目より休業補償給付が労災保険より支給されるが、それまでの3日間は使用者が直接休業補償を行わなければならぬ。

答えと解説は13ページをご覧ください。



新年おめでとうございます
今年もよろしくお願ひ致します
平成二十九年元旦

一般社団法人名北労働基準協会

会長 白井文吾
副会長 盛田淳
副会長 西村義淳
専務理事 市之瀬高夫
特別顧問 石田幹夫
事務局職員一同

名古屋北労働基準監督署

平成二十九年元旦

あけまして
おめでとうございます

